

有機塩素系化合物、シマジン等の農薬等 15 項目の追加、及びヒ素及び鉛についての土壌環境基準が強化され、また、平成 13 年 3 月には、ふっ素及びほう素について土壌環境基準が追加されました。

また、平成 11 年 12 月、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号) 第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(環境基準)が告示されました(平成 11 年環境庁告示第 68 号)。

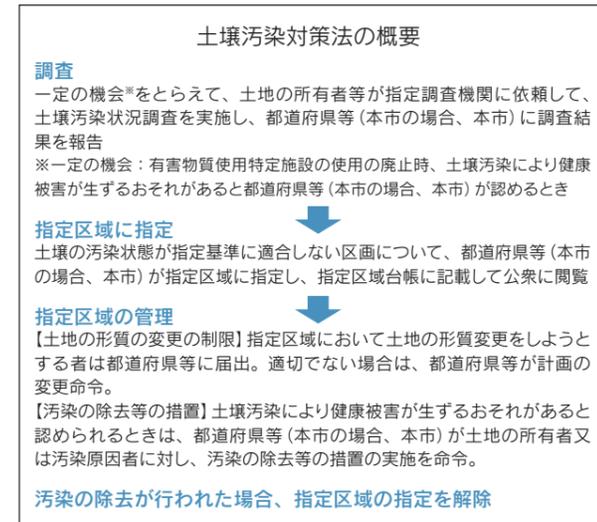
本市では、平成 11 年度から土壌中のダイオキシン類の調査を行っています。

(3) 土壌汚染対策の状況

ア. 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法は、有害物質を取り扱っている工場・事業場が、土壌汚染の有無が不明なまま放置され、例えば、住宅、公園等のような不特定の人が立ち入る土地利用に供せられることによって、人への健康影響が生じてしまうことを防ぐことを目的としています。そのため、汚染の可能性の高い土地について、一定の機会(有害物質使用特定施設の使用の廃止時、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合)をとらえて、土地の所有者等が調査を実施すること、そして、土壌汚染が判明し、それによって人の健康被害が生じるおそれのある場合には必要な措置を講ずること等を定めています。

平成 22 年 4 月 1 日に施行となる改正された土壌汚染対策法においては、新たに、3,000 平方メートル以上の土地の形質変更時の届出、土壌汚染の申請制度、汚染土壌処理業の許可制度等が規定されました。



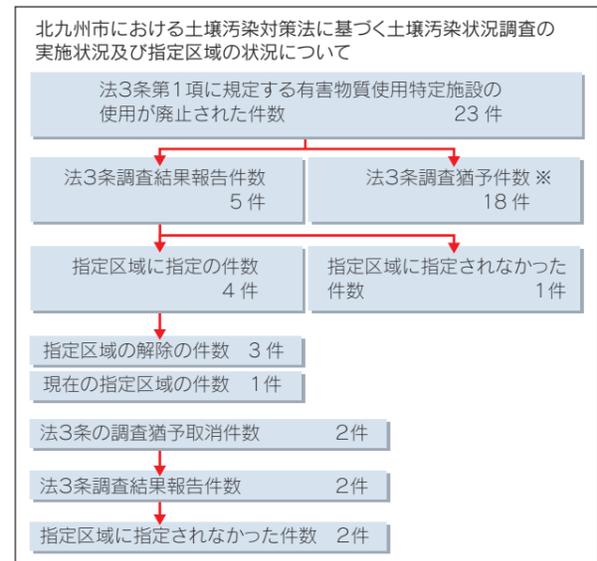
イ. 土壌汚染対策指導要領

本市では、事業活動に伴う六価クロム、油及びシアンによる土壌汚染を経験したことを踏まえ、また、工場移転や閉鎖による工場・事業場跡地が市街地の再開発用地として利用される場合が多くなる傾向にあることもあって、これら跡地の有害物質による土壌汚染問題について統一的・効率的な土壌汚染対策の推進を図るため、昭和 63 年 4 月、「北九州市における工場・事業場及びその跡地の土壌汚染対策指導要領」を策定しました。

その後、「土壌の汚染に係る環境基準」や土壌汚染対策法が定められたことから、平成 18 年 4 月全面改定しました。改定した要領では、概況調査や詳細調査の実施、汚染土壌の処理対策方法、処理対策後の追跡調査等について定め、事業場等に必要な指導を行うこととしています。

ウ. 土壌汚染対策法の施行状況

本市における土壌汚染対策法が施行された平成 15 年 2 月 15 日から平成 21 年 3 月 31 日までの土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査の実施状況及び指定区域の状況については、次のとおりです。



6. 騒音・振動対策

(1) 概況

騒音・振動に関する公害問題の特徴は、近年の住宅過密化、生活様式の多様化に伴い、工場・事業場、建設作業及び自動車等からの騒音・振動だけでなく、深夜営業騒音及び法的規制のない低周波音や生活近隣騒音などが問題となっています。

(2) 工場・事業場の騒音・振動

工場・事業場の事業活動に伴い、著しい騒音・振動を発生する施設については、騒音規制法、振動規制法及び北九州市公害防止条例により、施設の設置前に届出が義務付けられています。届出の審査や法令対象工場への立入検査により公害の未然防止を図っています。

(3) 建設作業の騒音・振動

くい打機、プレーカー等騒音・振動の著しい建設作業は、騒音規制法、振動規制法により、特定建設作業実施届出が義務付けられています。当該届出書が提出された段階や随時の作業現場への立入検査を実施した際、届出者等に対して、低騒音・低振動工法の採用や周辺住民に対する十分な説明を行うよう指導しています。

(4) 自動車の騒音

市内主要道路沿線における自動車騒音の実態把握のため、昭和 62 年度から騒音測定を行っています。平成 12 年度からは、基準値を超える騒音に暴露される住居等の戸数やその割合を把握する、いわゆる『面的評価』を行っています。

現在、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年計画で市内主要道路 140 区間(総延長約 360km)の測定及び評価を実施しています。

平成 21 年度は、118 区間(総延長約 334km)について環境基準の適合状況を評価しました。(このうち、当年度騒音測定を実施した区間は 34 区間です。)

その結果、評価対象となる全住居戸数 97,521 戸のうち、昼間においては 94,088 戸(96.5%)、夜間においては 91,612 戸(93.9%)、昼夜ともにおいては 91,330 戸(93.7%)が環境基準に適合していました。

評価結果については道路管理者及び関係行政機関に通知し、道路構造の改善など騒音の減少について要請しています。

◆平成 21 年度 主要道路自動車騒音環境基準適合状況

		昼間適合	夜間適合	昼夜ともに適合	昼夜ともに不適合	対象戸数
近接空間	環境基準適合戸数	38,443	36,450	36,191	3,261	41,963
	適合率	91.6%	86.9%	86.2%	7.8%	
非近接空間	環境基準適合戸数	55,329	54,846	54,823	206	55,558
	適合率	99.6%	98.7%	98.7%	0.4%	
評価範囲全体	環境基準適合戸数	94,088	91,612	91,330	3,467	97,521
	適合率	96.5%	93.9%	93.7%	3.6%	

(注) 環境基準: 昼間(6~22時) 70dB以下、夜間(22~6時) 65dB以下
近接空間: 道路端から0~20m(2車線以下は0~15m) 非近接空間: 道路端から20~50m(2車線以下は15~50m)

(5) 新幹線鉄道の騒音・振動

市内の山陽新幹線の沿線地域はトンネル部分を除いて「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の地域類型のあてはめが行われています。

調査の結果、騒音については、測定を実施した5地区19地点のうち13地点で環境基準に適合し、6地点で不適合でした。振動については指針値「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」を超える地点はありませんでした。

西日本旅客鉄道株式会社は発生源騒音対策として、地上設備においては、レールの削正、吸音板の設置、架線の改良などを行っています。また車両においては先頭形状の改良、低騒音パンタグラフを採用するなど低騒音化に取り組んでいます。

なお調査結果については西日本旅客鉄道株式会社に通知し、環境基準を超える地域について一層の騒音低減対策を要請しています。

◆平成21年度 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

地区番号	地区名	場所	軌道構造	測定日	騒音 (デシベル)										振動 (デシベル)		列車速度 (km/h)
					地域類型	基準値	測定値					指針値	測定値				
							12.5m	25m	50m	100m	200m		12.5m	25m			
1	富野	小倉北区上富野一丁目	高架	H21.11.5	I	70	68	63	58	-	-	70	51	41	99		
2	日明	小倉北区平松町	高架	H21.11.27	II	75	67	66	61	-	-	70	48	48	143		
3	小嶺	八幡西区小嶺三丁目	盛土	H21.9.9	I	70	△71	△71	69	65	-	70	58	49	290		
4	茶屋の原	八幡西区茶屋の原四丁目	盛土	H21.5.21	I	70	70	△71	69	63	-	70	57	53	300		
5	楠橋	八幡西区大字楠橋	盛土	H21.9.18	I	70	△72	△75	△74	70	64	70	59	60	299		

△ 騒音の環境基準または振動の指針値に不適合

(6) 航空機の騒音

若松区及び八幡西区の全域は、航空自衛隊芦屋基地の「航空機騒音に係る環境基準」の地域類型のあてはめが行われています。八幡西区の一部は、「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」第4条で規定する住宅防音工事助成対象区域 (以下「第一種区域」という。) に指定されています。

市内12カ所の測定地点のうち、平成21年度は7カ所の騒音測定を行い、環境基準の適合状況を把握しました。

その結果7地点全てで環境基準に適合していました。なお残りの5地点は前年度に測定を行っており、全て適合していました。

調査結果を芦屋基地に通知するとともに、環境基準に適合している地点においても、周辺住民からの苦情が依然としてあることから、防衛省への第一種区域の拡大、環境省への評価方法の再検討を引き続き要望していきます。

◆平成21年度 芦屋基地航空機騒音測定結果

地点番号	測定地点		防衛施設周辺の区域指定	環境基準		測定値 [WECPNL]	ピークレベル平均 [dB]	一日平均騒音識別回数	評価期間
	地域類型	基準値 [WECPNL]							
1	若松区高須西二丁目	民間住宅		I	70	66	76	42.6	H21.10.27~H22.1.4
(2)	八幡西区三ツ頭二丁目	交通局向田営業所		II	75	67	79	27.6	H20.9.1~H20.9.14
3	八幡西区浅川日の峯二丁目	浅川児童館		I	70	67	78	30.6	通年
4	八幡西区三ツ頭一丁目	民間住宅	第一種	I	70	66	80	18.3	H21.9.17~H21.11.25
(5)	八幡西区浅川三丁目	水洗公園	第一種	II	75	72	81	66.6	H20.12.2~H20.12.15
6	八幡西区日吉台一丁目	折尾西市民センター		II	75	66	80	23.0	H22.1.8~H22.3.18
7	八幡西区自由ヶ丘	九州共立大		I	70	69	78	47.4	H21.4.13~H21.6.21
(8)	八幡西区日吉台一丁目	民間住宅		I	70	64	80	12.5	H21.1.31~H21.2.13
9	八幡西区浅川学園台二丁目	浅川中学校		II	75	68	77	49.5	H21.7.23~H21.9.30
(10)	若松区高須東四丁目	高須小学校		I	70	70	79	58.8	H20.8.20~H20.9.2
11	若松区青葉台西三丁目	青葉小学校		I	70	62	74	23.2	H21.6.22~H21.8.30
(12)	若松区東二島五丁目	二島小学校		I	70	59	75	12.2	H21.3.5~H21.3.18

・ 通年測定 1地点 (地点番号3)

・ 短期測定 11地点 (2グループに分けて隔年測定。地点番号のカッコ数字は、H21年度の測定を行っておらず、前年度の値を記載)

(7) 近隣騒音等

近年、「聞こえない騒音」と呼ばれる低周波音による苦情、またエアコンや自動車のアイドリングの音などのいわゆる生活近隣騒音による苦情が増加しています。

これらは法の規制が及ばないため、苦情解決については、市民の協力がが必要です。市は当事者双方の話し合いや、調停などの指導にあたりるとともに、市民への啓発活動に努めています。

また、深夜営業騒音については「福岡県風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例」及び「福岡県騒音防止条例」等に基づき、所轄の警察署で指導・取締を行っています。

7. 化学物質対策

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとして、その環境汚染を防止するために平成12年1月15日からダイオキシン類対策特別措置法が施行されました。この法律では、施策の指標とすべき耐容一日摂取量 (人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日当たりの摂取量) を4ピコグラム (TEQ/kg/日) 以下と定め、大気、水質及び土壌に係る環境基準、規制対象となる特定施設からの排出ガス及び排水に係る排出基準、廃棄物焼却炉のばいじん・焼却灰等の処理基準などが規定されています。また、国が削減計画を策定すること、自治体が環境汚染状況についての調査測定を実施し結果の公表をすること、特定施設の設置者が排出ガス・排水を測定し自治体に報告することが義務づけられています。

平成20年度は、大気、公共用水域 (河川・海域) 及び地下水、底質 (河川・海域) 及び土壌についての環境基準適合状況を調査するとともに、生物 (魚類) のダイオキシン類調査も合わせて実施しました。

発生源対策としては、特定施設の設置者に対し、排出ガス、排水、ばいじん及び焼却灰の測定結果の報告を求め、その結果を公表しました。また、特定施設の設置事業場への立入検査を行い、排出ガスなどについて検査 (行政検査) を実施しました。

ア. 環境基準

◆ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値
大気	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質	年間平均値 1pg-TEQ/ℓ 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値です。
2) 土壌については、汚染の進行防止等の観点から、基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施すること。

環境省告示第68号 (H11.12.27) 環境省告示第46号 (H14.7.22) 改正

イ. 一般環境の状況

(ア) 大気

大気については、一般環境大気測定局4箇所において年4回測定を行いました。各観測地点の測定結果 (年平均値) は、いずれも環境基準 (0.6pg-TEQ/m³ 以下) に適合していました。

◆平成21年度 一般環境大気中のダイオキシン類濃度

単位: pg-TEQ/m³

調査地点	5月	8月	11月	2月	平均値
門司区 (松ヶ江)	0.013	0.011	0.0083	0.020	0.013
小倉南区 (企救丘)	0.015	0.011	0.0084	0.018	0.013
若松区 (若松)	0.020	0.17	0.022	0.021	0.058
八幡西区 (黒崎)	0.015	0.013	0.011	0.023	0.016

() は、一般環境大気測定局名

(イ) 公共用水域の水質

水質については、海域の環境基準点5地点、河川は本川の最下流の環境基準点15地点及び湖沼の環境基準点1地点、計21地点において測定を行いました。各観測地点の測定結果は、海域、河川及び湖沼とも全地点で環境基準 (1pg-TEQ/ℓ 以下) に適合していました。

(ウ) 地下水

地下水については、市内1地点において年1回測定を行いました。観測地点の測定結果は、環境基準 (1pg-TEQ/ℓ 以下) に適合していました。

(エ) 底質

底質については、海域の環境基準点3地点、河川の環境基準点1地点及び湖沼の環境基準点1地点の計5地点において年1回測定を行いました。各観測地点の調査結果は、環境基準 (150pg-TEQ/g 以下) にすべて適合していました。